

中国朝鮮族の移動と韓国の社会保障

宮 島 美 花

- I はじめに－問題意識と研究目的－
- II 韓国の社会保障
- III 韓国の年金制度
- IV 韓国の医療保障
- V インタビュー調査
- VI まとめ

I. はじめに－問題意識と研究目的－

1. 地域の創造と地域主義, 地域化

勤務校で「アジア社会論」という講義科目を担当しているが、ほとんどの学生が初回講義の段階では、地域（region）とは、ただ単に地理的範囲を指すもの、あるいは、ここからここまでを「～地域」と呼ぶといった変更はありえない所与のもの、という認識を持っている。しかし、地域には「空間的実体」というもうひとつの意味内容があり、実は、私たちには、地理的範囲は空間的実体とイコールではない、地理的に近ければそれだけで地域が地域として始動するのではない、ということを知る身近な好例がある。かつて日本と韓国の関係は「近くて遠い国」と表現されたが、1990年代末から、特に2000年代に入って、韓国における日本大衆文化開放（1998年）、日韓ワールドカップ共同開催（2002年）、日本における韓流ブームなどを経て「近くて近い国」と表現されるようになった。表現として奇妙であるが、日本でも（日本語でも）韓国でも（韓国語でも）お互いをこのように表現する。日本と北朝鮮の関係はいまもな

お「近くて遠い国」のままである。私たち自身が、地理的に隣国であっても、関係が疎遠であれば「遠い国」だと表現してきたし、また、今もしている。

地域 (region) の創出に関して、国際関係論の研究者たち (例えば Pempel, 2005) は、地域主義 (regionalism) と地域化 (regionalization) が異なる現象であり、ふたつを区別して検討する必要性を主張している。地域主義とは、地理的な制限に基づいた、国家間の公式の取り決めを作るための「政治的な意思」(Hoshiro, p. 2) と定義される。その主要な参加者は政府であるため、例えば「ASEAN, APEC, ARF といった政府間制度」を形成する「トップ・ダウンのプロセス」によって具現化される (Pempel, p. 6, p. 19)。地域が地域として始動するには、公的關係や制度が整えられることに加えて、地域化、すなわち「特定の地理的範囲内におけるモノ、ヒト、カネの国境を超える流れ」を必要とする。地域化は、「主として、企業、NGO、トラック 2 のグループといった非政府アクター」によって国境を越える協力が推進されることで進展するため、「ボトム・アップのプロセス」と呼ばれる (Pempel, p. 6, pp. 19-20; Hoshiro, pp. 2-3)。ハレル (Hurrell, pp. 39-40) は、地域化を「域内での社会的統合の進展であり、しばしば政策的意図がなくとも進行する社会的、経済的相互作用の過程」と説明し、地域化のパターンは必ずしも国境線とは一致せず、移民、市場、社会的ネットワーク (一例として華人ネットワーク) が、新たな国境横断的な地域を創出するような相互作用や連結性を増大させる可能性もある、と述べる。

2. 地域に関する理論研究

1950年代の西欧における初期の統合の動きは、ハース (Haas) に代表される新機能主義や、ドイッチュ (Deutsch) の交流主義など、地域統合に関する理論研究の展開を促した。60年代には、ナイ (Nye) によって、地域は「地理的関係とある程度の相互依存によって結びつけられる限られた数の国々」と定義づけられ、地域主義は「地域に基づいた国家間の連合 (associations) ないし集団 (groupings) の形成」と説明された (Fawcett, pp. 11, 13; Nye, p. vii)。これに対し、グローバル化の文脈で生まれた80年代末からの地域主義の動き

は「新しい地域主義 (new regionalism)」と呼ばれる (Fawcett, p. 17)。その特徴のひとつは、「国家以外の行為主体もリージョナリズムに深くかかわって」「多次元に及ぶ (multi-dimensional) 重層的かつ多層的なリージョナリズム」が展開している点に求められる (山本, p. 4)。顕著な例として、今日、EU の内部では、その下位地域が多様な諸相を示している。EU 下位地域における越境協力に注目する研究には、①北海沿岸地域や環バルト海地域のような規模で見られる広域協力型のそれに注目する研究と、②ユーロリージョンのような、より小さな規模で見られるローカルな市民社会密着型のそれに注目する研究がある。EU の地域政策である INTERREG プログラムでの地域規模設定の方法を借りて、複数の主権国家を傘状に丸抱えにする EU の規模をマクロ・リージョン、①前者 (例えば北海沿岸地域) を EU のサブ・リージョン、②後者 (例えば国境付近の村や町といった基礎自治体同士が結び付いた個々のユーロリージョン) を EU のミクロ・リージョンと呼ぶことが多い (柑本, p. 14)。理論的には、90 年代以降、EU 加盟各国の政党、地方自治体、労働組合、環境保護団体などが相互連携とネットワーク化を進め、欧州委員会や欧州議会を通じて、EU の政策決定やその実施に直接関与する事例へ注目が集まり、国家・非国家アクターが混交してなされる EU の政策決定とその実施の解明に「マルチレベルガバナンス」の概念が用いられるようになった (稲本, p. 25)。

しかし、現在のマルチレベルガバナンスの研究アプローチでは、欧州の越境地域協力に注目する事例研究によって明らかになっていく現実の EU の有り様は説明しきれない。柑本は、その理由と求められる方策を「スケール」概念から説明し、今や、政策の容器境界は、スーパナショナル、ナショナル、リージョナル、ローカルの順に入れ子状になっているのではないことに言及する。EC が、「国家スケールに入れ子状に収まらないスケール」である既存のユーロリージョンに目をつけ、その地域政策 INTERREG のなかで活用したのに始まり、今や、EU の地域政策は、マクロ・リージョン、サブ・リージョン、ミクロ・リージョンの様々なスケールで実施されている。現在のマルチレベルガバナンスの研究のアプローチは、「入れ子状の領域的ヒエラルキーを形成する政治機構の各レベルに焦点」が当てられ、「ガバナンスというよりガバメ

ント中心の議論」であり、「サブリージョンなどの新しいスケールでの政策決定メカニズムに関する考察に欠け」とし、「スケールは、所与、あるいは定まったものではなく、実態・制度・行為体の観点から構築・再構築され、結束する」ことを考慮し地域分析を進める必要がある、と主張する（柑本、p. 11）。

60年代のナイによる、国家中心型パラダイムに依拠した地域の定義は、「誤りではないにせよ」「一面的に過ぎる」（山本、pp. 3-4）と考えられるようになり、今日、例えば国連大学 CRIS (Comparative Regional Integration Studies) プロジェクトによると、地域は、「あらかじめ定められたものでも、所与のものでも、自然のものでもなく」、また「形式的な組織」でもなく、「共通に掲げられた目的の追求のためには何が最も適切であるかに基づき、内部および外部環境の変更に応じて、様々なアクター間の相互作用を通じて、構築され、解体され、そして再建される」ものと説明されるようになった。地域は、「自然に構成された地理的単位ではないが、物理的実在性なしには存在できない」ために、領域性 (territoriality) を必須条件とし、なんらかの境界 (boundaries) を必要とする。地域を定めるのは地域化の過程であり、換言すれば、「地域は、地理的、歴史的、文化的、政治的および経済的な変数の範囲内で起こっている広範な実践の相互作用のパターンによって『見える (visible)』ようになる」¹⁾

3. 移動傾向の変化と地域

かつて移動の傾向は、移動先への永住を前提・目的とした一回限りの一方の移住にあった。そのため、ホスト国の移民政策は伝統的に移民の国内統合に重点が置かれてきた。このことは、既存のトランスナショナリズムに関する理論における、移民や移動に対する視座にも影響を与えてきた。筆者が『国際政治』（119号）特集「国際的行為主体の再検討」で問題提起したように、既存のトランスナショナリズムに関する理論は、人の国際移動ないし移動する人々を、研究対象としてこなかった（宮島、1998）。梶田・小倉は、「トランス

1) <http://www.allied-co.com/ri/sitemap.html>.

ナショナルな空間」についても、機構ないし制度としてのそれを念頭に考えるという傾向が強く、移民や移動する人々に焦点を当てた分析の前提には「すでに入国した外国人をいかに社会に統合するかという意味での『統合 (Integration) パラダイム』がある」と指摘する。「同化」や「エスニックな多元主義」は、いずれも「統合パラダイム」に属している (梶田・小倉, pp. 9-10)。

しかし、国際移住機関 (IOM) 報告書によると、今日では、一回限りの一方向の移動はもはや少数である。今日の国際移動は、ますます一時的で、双方向ないし循環的で、多方向の傾向を示している。一生のうちに1つ以上の社会に所属し、いくつかの異なる国で、教育を受け、働き、子どもを育て、退職し老後を迎えることが可能になり、更には一般的になってきている (IOM, pp. 2-3)。いつでも母国との間を行き来し、いつ第三国に移るかもしれないので、定住は永住の意図なく選択され、また、かつてほど同化を強制されずに定住に帰着する。平野は、国民の同質性を前提とする国民国家にとって、異質なまま存在しようとする異質な人々の集団を多数包摂しなくてはならない今日の状況は、本質的に困難をもたらす状況であると指摘する (平野, p. 2)。

近年、移動者の問題を検討する際に、「統合パラダイム」の視点からではなく、個人や集団の「生活世界 (life-world)」(Faist, 2000, 2006) のような国境を跨ぐ社会的紐帯に注目する研究が見られるようになってきている。ファイスト (Faist) の研究は、「トランスナショナルな社会空間 (transnational social space)」を、①送金を行う契約労働者のようなトランスナショナルな親族集団、②華商や印僑の通商ネットワークを例とするトランスナショナルなサーキット (circuit)、③ユダヤ人、クルド人のようなディアスポラを例に3タイプに分類しており興味深い。ファイストは、マクロ・レベル (送り出し・受け入れ国家間や国際システムにおける政治・経済・文化的構造) とミクロ・レベル (生存や豊かさを求める移住者側の要因) から説明されてきた移民や移動の問題に、マクロとミクロをつなぐメゾ・レベル (移住者・移住集団の社会的紐帯と、そこからもたらされる社会資本) の視点を加え、トランスナショナルな社会空間を形成し支えるメゾ・レベル構造に注目を傾ける (Faist, 2000, pp. 30-31, 102, 203)。

クラインシュミット (Kleinschmidt, 2011) は、「トランスナショナルな社会空間」を、個人アクターが日常の行為を通じて構築する「空間的実体」と説明する。また、「トランスナショナルな社会空間」が最もわかりやすい形であられたもの (most obvious representation) が地域 (region) であり、移民・移動者を「トランスナショナルな社会空間」の「自律的な作り手 (autonomous maker)」にとらえる。

4. 分散家族と社会保障

双方向・多方向な移動を繰り返す者のなかには、家族の構成員が国境を跨いで分散しており、家族の紐帯によって行き来が行われている場合が含まれる。交通の発達などによって、離れていながらも、家族の構成員が相互に頻繁に往来し繋がりを保つことは以前よりもはるかに容易になった。今日では、家族ひとりひとりの住居、働く場、保育・教育・介護・医療などを受ける場などが、国内では自治体の境界を跨いで、或いは国境を跨いで離れている場合がますます増加している。しかし、社会保障システムは国や自治体といった行政区界ごとに成り立っているため、移動は以前よりも容易になったといえども、離れて暮らす家族が相互に頻繁に往来するような生活には、不便や不利益が伴う。ここでは、いかなる不便、不利益、制約などが、どのように工夫・解決されているのであろうか。

5. 中国朝鮮族と、彼らの社会保障

中国朝鮮族 (以下、朝鮮族と略す) とは、中国国籍を持ち、中国のいち少数民族として、歴史的に主に中国の東北地方に集住してきた約 200 万人のコリアンである。うち約 80 万人は、彼らの民族自治区域である吉林省東端の延辺朝鮮族自治州に集住している。彼らは、1990 年代以降、北京や上海など国内大都市や海外へ活発に移動するようになっている。海外への移動は、主として中韓国交樹立 (1992 年) に伴う韓国への出稼ぎ、次いで日本の留学生受入拡大政策 (1990 年) に端を発する日本への留学・就学、ソ連崩壊を契機としたロシアへの生活雑貨の行商が多い (金明姫・浅野, pp. 53-54)。在韓朝鮮族は約

50万人に達し、韓国の総人口の1%を超えた²⁾。全朝鮮族の4分の1が韓国に移動し暮らしていることになる。各移動先に形成されるようになった彼らの民族コミュニティは孤立的でなく国際的に連繋しており、またその一方で、中国東北地方の朝鮮族社会では急速な人口流出と家族の分散が進んでいる。

歴史的に見て、延辺と朝鮮半島北部の咸鏡道に暮らす人々は、その間を流れる豆満江（図們江）を渡って相互に日常的に往来してきた。中朝国境地帯に存在してきた彼らの跨境的な生活圏が、90年代以降、その範囲を拡大していつているととらえることもできる。朝鮮族の家族は、その拡大に伴って、中朝国境地帯を越える広い空間に散らばって、相互に行ったり来たりする往来を行うようになってきている（Miyajima, p. 71）。今日、延辺州の朝鮮族の「欠損家庭」（両親とも、または両親のうちのひとりが同居しておらず不在である家庭）の学生数は2万1,633人で、朝鮮族学生総数の53.9%を占めるといふ（『黒竜江新聞』2008年12月30日（朝鮮語文））。

家族の構成員が離れて暮らし、相互に往来して家族の繋がりを保つ朝鮮族の場合、その生活には、社会保障サービスを利用する上で、どのような不便、不利益、制約が存在し、彼らはそれに対しどのような工夫を行っているのだろうか。

家族分散の中で朝鮮族が直面する社会保障上の問題を理解するためには、分散する各国の社会保障制度、とりわけ中国および主要な移動先である韓国・日本の社会保障制度それぞれの内容と、その相互関係を明らかにする必要がある。中国の社会保障制度については別稿に整理し、本稿では、全朝鮮族の約4分の1に相当する約50万人が移動した、主要な移動先である韓国の社会保障制度について取り扱う。

6. 研究目的と研究課題

本稿の研究目的は、行政区界ごとに断ち切られる社会保障をつなぎ直し、彼

2) 「朝鮮族1%時代」聯合ニュース (<http://www.yonhapnews.co.kr>)、2011年7月4日付（ハンゲル）。

ら自身の「トランスナショナルな社会空間」を形成しようとする中国朝鮮族を、北東アジアにおける地域化を促進するボトム・アップ勢力のひとつと見なすことである。そのために、次の2つの研究課題を明らかにする；

- ①生活史研究の手法によって朝鮮族の生活世界を明らかにする。それによって、個人アクターが日常の行為を通じて構築する「空間的実体」としての「トランスナショナルな社会空間」(Kleinschmidt)が明らかになると考えるためである。
- ②朝鮮族の生活史の中に、各国の社会保障制度のありようを確認すると同時に、行政区界ごとに断ち切られる社会保障が個々の人生の中でいかにつなぎ直されてきたかを明らかにする。

II. 韓国の社会保障

韓国の社会保障制度は、大枠は日本と似ているが、概して歴史が短い。韓国では、1960年代に多くの社会保障立法がなされたが、当時の朴正熙政権が経済成長を優先させるため、名目的なものにとどまり、ほとんど施行されない状態が続いた(片桐, p. 283)。1970年代以前は、福祉政策の恩恵を受ける階層が、軍人、公務員、私立学校教員、大企業従業員などに限定されており、80年代から90年代半ば頃に、開発独裁体制と経済優先政策に変化が見え始め、1989年に医療保険の全国民適用が実現した(金早雪, pp. 185-186)。それまで後回しにされてきた社会保障制度の導入・拡充がなされたのは、金大中政権(1998~2002)の時期で、年金制度自体は1988年にできたが、1998年の法改正で全ての国民を包括する制度となつて、国民皆年金が実現した。

韓国の人口構成は比較的若く、韓国はOECD各国の中で65歳以上人口の割合が最も低く(10.7%)、15歳以上65歳未満人口の割合が最も高い(72.6%)³⁾人口構成が比較的若いことが、年金・医療・介護の分野での社会保障支出を低廉に抑える効果をもたらし、韓国の社会保障支出はOECD各国のなかで最下

3) 『平成24年版 厚生労働白書-社会保障を考える-』p. 92。日本はOECD各国の中で65歳以上人口の割合が最も高く(22.7%)、15歳以上65歳未満人口の割合が最も低い(63.9%)。

位であり、対 GDP 比で OECD 平均の約 3 分の 1 に過ぎない⁴⁾ また、韓国社会では、伝統的に大家族主義による相互扶助が行われ、それが一部社会保障の代替をしていた（井上, p. 177）ことも、韓国の社会保障支出の少なさの一因となっていると思われる。

韓国では、健康保険制度の保障水準の低さと公的年金制度の「未熟」のために民間保険市場がきわめて大きく、9 割近くの世帯が民間生命保険または民間医療保険に加入している。民間保険市場が大きいという土壌の上に、社会保障制度の歴史が浅く既得権益が相対的に強固でないため、福祉政治の流動性が高く、先進国に比べラディカルな政策が展開しやすいことがあいまって、盧武鉉政権後期以降の保険医療政策は、戦略的な成長産業としての保険医療産業の育成と民間医療保険の活性化を推進する傾向を強めている（李, pp. 63-65, p. 95）。

Ⅲ. 韓国の年金制度

1. 年金の種類

韓国の公的年金制度は、「特殊職年金」と呼ばれる職域年金、国民年金（1986 年創設、1988 年実施、1998 年法改正で全国民を包括する制度となって国民皆年金が実現）、および基礎老齢年金（2007 年創設、2008 年実施）からなる。職域年金には、公務員年金（1960 年創設、1961 年実施）、軍人年金（1963 年創設・実施）、私学教職員年金（1973 年創設、1975 年実施）の 3 つの制度が存在する。税方式による基礎老齢年金は、年金基金の枯渇などの財政問題や制度未加入者や未納者への対応のために—2008 年基準で月額 8 万 7,000 ウォン（約 8,700 円）という老後の所得保障と呼ぶにはほど遠い金額が問題視されているが—導入された。

国民年金は、当初は従業員 10 人以上の事業所を対象としていたが、その後、従業員 5 人以上の事業所（1992 年）、農漁村住民（1995 年）へと適用範囲を拡

4) 金成垣・山本克也「資料 本特集の補足と若干のデータ」『海外社会保障研究』167 号、2009 年、95 頁。

大し、1998年の法改正によって都市住民、そして5人未満の事業所勤労者と日雇・臨時職勤労者など全ての国民を包括する制度になった（金成垣・山本、p. 10-11）。

2. 国民年金の外国人への適用

日本の国民年金の場合、国民皆年金が実現したのは1961年のことである。その後、1982年の在日外国人への適用までに20年以上を要した。日本において、「すべての国民はいずれかの年金保険の適用を受ける」という「国民皆年金」は、国民年金法（1959年成立、1961年実施）によって、自営・自由業の強制加入が定められたことによる（川村、p. 54）。日本の国民年金制度の「加入資格」（「被保険者資格」）には「日本国民」であることが要件とされており、厚生省はこれを根拠として在日外国人は加入できないとしてきた。ただし厚生省は、アメリカ人にだけはそれへの加入を認めた。その理由を「日米友好通商航海条約」（1953・10・30発効）第3条の「相互内国民待遇」の規定を根拠としている（吉岡、p. 178）。

1982年1月1日、国民年金法上の国籍条項は撤廃され、在日外国人も国民年金に加入できるようになった。その背景には、1981年6月「難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律案」が国会を通過したことがあり、それに伴って、児童手当を含む児童関係諸法と国民年金法諸規定の「国籍要件」が削除され、在日外国人にもこれらの制度が適用されることとなった（吉岡、p. 151）。

「国民皆年金」が実現してから在日外国人にも適用されるまでの20年以上の間には、在日韓国・朝鮮人が年金をめぐる裁判を起こすなどの問題が発生していた⁵⁾。これに対し、韓国の場合は、難民条約加入（1992年）のほうが国民皆年金の実現（1998年）より早い。

5) 在日外国人が老齢年金の受給資格をめぐる訴訟を起こした初めての例としては、1979年、11年間国民年金の保険料を払いながら、「韓国籍」を理由に老齢年金の支払いを拒否された在日韓国人が、老齢年金の受給資格の確認を求める訴えを東京都地裁に起こした（『毎日新聞』1979年7月21日付）。

韓国における外国人の年金加入対象者は以下の通りである⁶⁾

- ① 「国民年金法」を適用される事業場に従事する 18 歳以上 60 歳未満の外国人使用者または勤労者（内国人と同一に適用）
- ② 「無国籍者の地位に関する協約」と「難民の地位に関する協約」により、内国民と同等の待遇を受けることになっている無国籍者や難民
また、外国人のうち年金加入の適用除外対象は以下の通りである。
 - ① 他の法令または条約（協約）で「国民年金法」適用を排除されている者（例えば、外交官、領事機関員とその家族など）
 - ② 該当外国人の本国法が「国民年金法」による国民年金に相応する年金に関して大韓民国国民に適用されない場合
 - ③ 滞在期間延長許可を受けずに滞在する者
 - ④ 外国人登録をしていなかったり、強制退去命令書が発給されている者
 - ⑤ 滞在資格（ビザ）が、文化芸術（D-1）、留学（D-2）、産業研修（D-3）、一般研修（D-4）、宗教（D-6）、訪問同居（F-1）、同伴（F-3）、その他（G-1）の者

3. 社会保障協定⁷⁾

海外で就労する者の年金について、①二重加入と②年金受給資格という2つの問題が生じている⁸⁾ ①二重加入とは、海外に派遣され就労している人が、自国の公的年金制度と相手国の公的年金制度に対して二重に保険料を支払うことを余儀なくされることであり、②年金受給資格の問題とは、本国の年金制度において年金の受給資格のひとつとして一定期間の制度への加入を要求している場合、相手国に短期間派遣され、その期間だけ相手国の公的年金制度に加入したとしても老齢年金の受給資格要件としての一定の加入年数を満たすことができない場合が多いため、相手国で負担した保険料が掛け捨てになる、という問

6) 韓国国民年金ホームページ (<http://www.nps.or.kr/>) 掲載の『2013년 알기 쉬운 국민연금 사업장 실무안내』のうち「第3節 外国人加入者管理」(ハングル)を参照した。

7) 本節の記述に関して、主に同上資料を参照した。

8) 厚生労働省ホームページ「海外で働かれている皆様へ(社会保障協定)」

題である。

これらの問題は当該国家間に社会保障協定が締結されることで回避される。社会保障協定とは、国際的な人材交流の活発化に伴う年金等の問題の解決を目的として締結される協定であり、具体的には、①保険料の二重負担を防止するために加入すべき制度を二国間で調整する（二重加入の防止）、②保険料の掛け捨てとならないために、協定を結んでいる国家間での年金加入期間を通算し、年金を受給できるようにするために締結される。

社会保障協定は、ヨーロッパにおいて、EU加盟国間の労働力移動を促進するために始まった。1980年代から先進国間で盛んに締結され、他の先進国間ではほぼ締結済みである。現在ヨーロッパでは、二国間協定のほかに、EU加盟国間の多国間条約に当たるEU規則においても規定されている。西村(2007, pp. 149-150)によると、取り組みが早かったヨーロッパ諸国やカナダをはじめ、限定的な国とのみ協定締結を進めているアメリカ、取り組み開始が遅かったオーストラリアや韓国など、先進国間ではほぼ締結済みで、新しくEUに加わった東欧諸国との締結がピークを迎えている状況であり、先進国中唯一、協定締結が遅れている日本との交渉開始を多くの国が望んでいる、という。日本の締結の遅れの理由として、80年代後半の円高定着以後に製造業が海外に工場を建設するようになるまで、海外との人的交流が注目されてこなかったことなどが挙げられている。

韓国は、24カ国（2012年末現在）の国と社会保障協定がすでに発効済みである。日本の場合、社会保障協定が発行済みの国家は12カ国（ドイツ、英国、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス）で、3カ国と署名済み（イタリア、インド、ハンガリー）、4カ国と交渉中（ルクセンブルク、スウェーデン、中国（平成23年10月から協議中）、フィリピン）、4カ国と予備協議中（スロバキア、オーストリア、トルコ、フィンランド）である。韓国は、日本よりも早いスピードで、より多くの国家との締結を進めてきたといえる。

韓国が協定発効済みの24カ国とは、締結年の早い順に、イラン、カナダ、英国、米国、ドイツ、中国、オランダ、日本、イタリア、ウズベキスタン、モ

ンゴル、ハンガリー、フランス、オーストラリア、チェコ、アイルランド、ベルギー、ポーランド、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、オーストリア、デンマーク、インドである。各締結国とは、(a)保険料免除協定と(b)加入期間合算協定の、両方またはいずれかを締結している。例えば、アメリカ(2001. 4. 1 発効)とは、(a)相手国への派遣の期間が5年を超えない見込みの場合には、当該期間中は相手国の法令の適用を免除し自国の法令のみを適用し、5年を超える見込みの場合には、相手国の法令のみを適用すること、および、(b) (保険料免除期間を含めて) 加入期間の合算、を取り決めている。日本(2005. 4. 1 発効)とは、(a)5年までの免除(合意時は3年延長可能)のみで、加入期間の合算はない。中国(2003. 2. 28 発効)とは、(a)暫定措置として派遣期間の制限なしに保険料の免除が取りきめられ、加入期間の合算はない。

韓国で国民年金に加入したが年金を受け取ることなく帰国した外国人には、2007年5月11日から「返還一時金(반환일시금)」が給付されることとなった。返還一時金の給付対象者は、次のように定められている。

- ・その外国人の本国法で、韓国国民に韓国の返還一時金制度に相応する給与を支給する場合
- ・韓国と外国人の本国間に、返還一時金支給に関する社会保障協定が締結された場合
- ・国籍にかかわらず、滞在資格(ビザ)がE-8(研修就業)、E-9(非専門就業)、H-2(訪問就業)である者

H-2(訪問就業)ビザは、25歳以上の中国朝鮮族と在CISコリアンを対象に発給される5年間有効(1回のべ3年の在留が認められる)の複次ビザで、期間内の出国と再入国も自由である。韓国内に縁故者(親族)を有する場合には無制限に、無縁故者の場合には抽選で数的制限をかけて発給され、後者には居住国で行われる韓国語試験の受験が義務づけられる。1回の滞在期間を3年に限定したのは長期出稼ぎによる居住国(中国)での家庭崩壊を防止し「中国内の定着を誘導」するためと説明される(鄭, p. 86)。

E-8(研修就業)、E-9(非専門就業)、H-2(訪問就業)ビザを持つ者が韓国で国民年金に加入した場合は、本国への帰国時、死亡時、満60歳時に、加入

期間に納めた年金保険料とその利子を合算した金額を、一時金として受けることができる（『黒竜江新聞』2012年3月20日（朝鮮語文））。

IV. 韓国の医療保障

韓国の医療分野における国民皆保険成立までの経緯は、次のとおりである。

1977年に、従業員500人以上の比較的大規模な事業所は医療保険組合の設立が義務化され、500人未満の事務所の労働者及び地域住民（自営業者）は任意加入とし、任意で医療保険組合を設立することができるようになった。その後、1978年に公務員、教職員を対象とする制度ができ、1989年に皆保険制度が完成した。2000年に国民健康保険法が施行され、保険組合を国民健康保険団に統合された（金成垣・山本，p. 11）。

国民健康保険法では、国内に居住する国民で法が定める除外対象者を除く、すべての者が国民健康保険の加入者あるいは被扶養者となる。外国人も、法の定める要件を満たす場合には、加入者となることができる（同施行例64条）。月額保険料は、職場加入者の場合、同人の報酬月額が該当する標準報酬月額に8%の範囲内の保険料を乗じて得られる額であり、原則、労使折半で負担される。職場加入者でない「地域加入者」の場合の月額保険料は、賦課標準所得を基準にして定められる（片桐，pp. 286-288）。

V. インタビュー調査

1. 調査の概要

筆者は、2011年8月から、本人または家族に移動経験がある朝鮮族を対象に生活史の聞き取り調査を実施してきた。本節では、そのうち、韓国への移動経験を持ち、移動と社会保障の関係性とその生活体験のなかに表出している2名の聞き取り事例を取り上げる。

語られた生活史の聞き取りを以下に整理するにあたって、匿名性を確保するために姓名や地名等にアルファベットで記号化を施した。表1は2名の属性を整理したものである。地名については延辺州都の延吉市のみ表記し、延辺内の図們市、龍井市、琿春市、和龍市、敦化市、汪清県、安図県の各地名はアル

表1 インフォーマント一覧

	生 年	出身地	性別	婚姻	日本滞在	韓国滞在	現住地
M	1975年生	延辺P市	女	既婚	99～03年	08～12年	延吉市
N	1979年生	延辺P市	男	未婚	99～04年	10年～現在	ソウル

ファベットで記号表記し、市／県は区別せず全て市で表示する。2名の共通事項として、①延辺の出身である、②朝鮮族両親のもとに生まれ、高校までの教育を朝鮮族学校（民族学校）で受けた、③日本および韓国に長期滞在経験がある。インタビューは、日本語を主とし、朝鮮語・中国語を交えて語られた。本人の語りをそのまま記述する場合は「」に入れ、本稿のまとめにおいて触れる箇所について整理番号として（M1）のように表示を付した。

Mさんへのインタビューは2012年8月、2013年2月、2013年5月、2013年6月の計4回に実施し、記録方法は初回および第4回が録音、第2回と第3回がメモである。Nさんへのインタビューは2012年3月、2012年5月に実施し、初回は録音をとり、2回目はメモをとった。

2. Mさんの生活史（1975年生）

1975年生まれ。延辺P市出身。女性。

Mさんが通ったP市内の朝鮮族中学・高校では、外国語科目として日本語か英語を選択できた。Mさんの両親は、朝鮮語ができる朝鮮族にとって英語よりも学びやすく、大学入試でもよい点を取りやすいという理由で、日本語を選択するようにすすめ、Mさんはそれに従った。近所に住む幼馴染の恋人は「けっこういい大学」に進学したが2年ほどで大学を「辞め」てしまい、日本へ行った。Mさんも1999年、大学卒業と同時に日本に行き、恋人と暮らした。渡航費と初回の日本語学校の学費は借金して支払ったため、生活費と次学期の学費を稼がなくてはならないばかりでなく、借金を返済するためにアルバイトを掛け持ちして働いた。疲れ果てていた頃にMさんは交通事故にあい骨折し入院した。回復までの間、恋人が「ずっと看病をしてくれた」。

恋人は日本語学校を卒業したあと「マッサージの会社に入って」働いた。M

さんは日本語学校を卒業したあと、日本の大学に進学しようとした。調べてみると、Mさんが希望する進学先は入学試験に英語を課しており、英語を学んだことがないMさんは、まず英語を勉強しようと英語を学ぶ専門学校に入学した。

「中学校のとき、英語と日本語を選ぶんですけど、大学に入るのに、日本語のほうが点数を高く取りやすいんです。1学年に6クラスがありますが、2クラスだけ英語で、残りは全部日本語クラス。私もずっと日本語。大学に入ってから2年間日本語を勉強して、英語を勉強する機会はぜんぜんありませんでした」。

英語の専門学校の学費は年間80万円ほどかかり、支払いの負担が大きかったことと、日本語で英語を学ぶことも難しかったので、1年ほどで専門学校を中退し、恋人と同じ「マッサージの会社」で働いた。

Mさんと恋人は、「一緒に一生懸命働いて、お金稼いで一緒に（中国へ）帰ろう」と約束した。2003年に帰郷し結婚し、同年に出産した。Mさんは日本で貯めたお金で延吉市内に家を買って両親にプレゼントし、Mさんの子どもはその家で9歳までMさんの「母がずっと育てた」。

延辺には「工場とか会社とか、そういう職場が」少なく就職先を見つけるのが難しかったので、夫婦は、故郷のP市に「大きなスーパーがあんまりなかった」ことに目をつけて、P市でスーパーマーケットを始めた。

「2年間ぐらい（夫と夫の母と自分の）3人でスーパーを一生懸命頑張ってやりました。それもすごく難しかったですよ。うちの旦那さんは、朝3時半から4時に起きて、野菜とか仕入れてきて、朝から掃除したり、整理したり、大変でした。私たちはP市で、夫のお母さんと3人で一緒に住んでいたんです。義理のお父さんは、私たちが日本にいたときに亡くなりました。そのときはもうホコリだらけになって働いて。若いのになんでこんなに、っていうぐらい」。

スーパー経営から手を引き、夫婦は北京へ出稼ぎに行った。夫は日系企業や韓国系企業で働き、Mさんは日本大使館近くのマッサージ店で受付の仕事をした。お客は日本人が多かった。夫婦の互いの職場は離れていたため北京では別々に暮らした。北京では朝鮮族同士でマンション1戸に共同で住んだが、その1部屋を使うだけでも月800元の家賃がかかり、思ったよりも稼げなかった。

夫婦は、H-2ビザ(訪問就業ビザ)を得て韓国に行くことにした。Mさんは、韓国へ渡航する前の2008年春に延滞で手術をした。

「韓国に行く前に手術したんですよ。自分のお金、全部出して。そのときね、8,000元ぐらい使いました。そのとき、今みたいに、1年に170元(保険料を)払う、そういう(公的な)医療保険が(中国に)なかったんです。「そのときの8,000元だったら、大変ですよ。今でも大金」(M1)。

手術が無事に済み完治したので、Mさんは2008年から2012年まで韓国で働いた。Mさんの後に、夫もH-2ビザで韓国に渡り、夫は厨房でコックとして働いた。

「韓国には2008年に行って、2012年に帰ってきました。1年間に1回は帰ってきました。直行便もあるしね。동대문(東大門, トンデムン)で服を売っていました」(M2)。「韓国で商売するのも結構お金稼げますよ。朝、卸しに行って、昼間からずっと翌日の5時まで売るんです。「日本人けっこう多くて」、「私たちは日本語できるし、韓国語もできるから、ちょうどいいんですね。명동(明洞, ミョンドン)とか동대문(東大門)とか(で働いている人のなかには)、日本語と中国語できる人は一杯いますよ」。私は동대문(東大門)で日本人の常連さんがけっこういましたよ。来るたびにお菓子を持ってくる人も。私は日本語ができるから、何を買っても安心できる感じで。うちに来たらいっぱい買ってくれました。私もいっぱいサービスしてあげました」。

Mさんは韓国で病院にかかることがあったが、Mさんは韓国で公的な医療保険に入っていなかった。そのため、韓国で病院に行く時には、夫の姉の(健康)保険証を借りた(M3)。夫の姉夫婦も延滞に子どもを置いて夫婦で韓国で就労していた。韓国で一定規模の会社で会社員のような形で働く外国人は「会社がちゃんとやってくれるから、(医療保険の問題も)大丈夫ですけど」、そうでなければ「外国人が医療保険入るのに、たぶん、毎月、10万ウォン(約1万円)ぐらい出さないとダメなんですよ。「10万ウォンぐらいだったら、ちょっと大きい金でしょ」(M4)。

Mさんが2010年に韓国から延滞に一時的に帰省すると、中国に、各人が毎月の保険料を支払って保障を受ける公的な社会保障制度が普及し始めていた。

2008年に延辺で手術をした際に大金を使ってしまったMさんは、すぐさま加入を決め、夫婦ふたり分の加入手続きを「ぱっとやりました」(M5)。

5年間有効のH-2ビザの有効期限がきて、2012年に延辺に戻ると、子どもは小3(9歳)になっていた。祖父母に養育されたMさんの子どもは「おばあさんが大好き」である。延吉に「中学は何か所かあり」、Mさんはそのうち「一番いい中学に行かせたい」と思うが、Mさんの両親は、孫であるMさんの子どもに厳しく勉強させることはしないので、今後はMさん自身が手元で育て、「ちゃんと勉強させるようにしてあげないと」いけないと考えた。

「子供が勉強しなくて、外でうろうろしている学生も増えてきました。親は教育熱心でも、その重要な親がないんですから」。

Mさんの子どもの担任教師は、Mさんの子どもの「朝鮮語」「数学」の科目テストでの得点が十分でないので塾に通わせるように勧めた。Mさんの子どもは、数学のテストでは90点台前半、朝鮮語では80点台後半の点数を取るが、クラスの他の子どもたちは90点台後半の点数をとるとのことであった。

「担任の先生が、学院(=塾の意味)に行かせていますか?」と言うから、行かせていません、と言ったら、行かせてください、って言うんです」。

Mさんは、小3の子どもを「読書学院」「数学学院」「美術学院」の3つの塾に通わせた。それぞれ月謝は約300円である。「読書学院」では、「先生」について本を読み、その内容を理解したり、日記を書いたりする。「朝鮮語」科目の点数を伸ばし、作文が上手になることを期待して通わせている。

Mさんは延吉で韓国へ出国する手続きを代行する会社で事務の仕事を見つけたが、月給は2,000円であり、それだけではとても生活できないので、韓国にいる夫が送金してくれる月5,000円が毎月の生活を支えた。特に家計を圧迫しているのが子どもの塾代はじめ教育費である。Mさんは、旧正月、3月8日(婦人節、国際婦人デー)、9月10日(教師節)の折に、子どもの担任教師に個人的に300円程度のお金や韓国の化粧品などを贈っている。それは公にはできないことではあるが、しかし一般的に行われていることであり、絶対にしなくてはいけないことではないものの、Mさんとしては、担任教師の子どもに対する心象を良く保つために「しなくてはならない」ことと考えている。

韓国にいる夫との連絡は、カカオトーク（Kakao Talk, 카카오톡）で行う。カカオトークは、2010年に韓国企業カカオ社によってリリースされた、スマートフォン用の無料通話およびメッセージングのアプリケーションである。初年度の2010年だけで1,000万人の加入者を集め、2012年6月には登録ユーザーは5,000万人に達し、同種のアプリケーションのなかで、韓国で最も普及しているアプリケーションのひとつとなった⁹⁾カカオトークを使って、夫婦は簡単なメッセージを直接会話をするように頻繁にやりとりするほか、Mさんは頻繁に子どもの写真を夫に送って子どもの様子を見せてあげた。

2013年に、夫が韓国ビザの期限がきて延滞に戻ると、今後は出稼ぎには行かず夫婦で延吉で商売を始めることにした。子どもが生まれてから10年目にして初めて親子3人での生活が始まった。しかし、将来を考えるとMさんは不安になる。

「自分たちは公務員でもないし、1か月何元ももらえるという職業でもないし、自分で商売をやらないといけない立場だから、いつも不安」。「老後を考えてみたら、やっぱり保険をかけるんです。自分の保険、子どもの保険、旦那さんの保険」。「あと子どもが大学入るときはどうするか。それも考えないとね。あと、私みたいに留学させてくれって子どもが言ってきたら、わたしみたいに借金して行くのはちょっと…。子どもが留学したいって言ったら、学費とか全部出してあげて、ちゃんと勉強できるようにしてあげたいんです。私みたいにお金稼いで、返しながら勉強したら、大変だから」。

Mさんは、韓国へ出国する手続きを代行する会社での事務員の仕事を辞め、必要な資格をとって保険の外交員の仕事を始めた。夫婦で商売を始めたあとも副業としていく考えである。保険の外交員を始めた動機は、ひとつには、韓国はじめ外国に行っていて帰国した人は保険の大切さをわかっているの、帰国した人に保険商品の説明をすれば加入してもらえる可能性は少なくないと考えたためである。(M5)

9) “Kakao Talk Daily Traffic Hits 3 Billion”, Jul. 27. 2012, Chosun Ilbo (『朝鮮日報』web英語版)。

3. Nさんの生活史（1979年生）

1979年生まれ。延辺P市出身。男性。

朝鮮族高校3年生のときに学校で複数の日本語学校が学生募集を行った。留学費用面の関係で、そのうちの、地方にある1校に応募・合格し、高校卒業後の98年に就学生として来日した。日本語学校を経て、2000年4月に大学に入学した。

就職活動の時期になると、「いくら考えても、僕は個人的に、やっぱりいつかは中国に戻るから、大学を卒業して、日本じゃなくて、中国の大都会、上海とか北京に行ってみようかな、そこから仕事を始めてみようかな、という考えを持っていて、そうしました」。2004年から2010年12月まで上海の日系企業で働いた。

上海での務め先を辞めた契機は、2010年の年末に帰郷したときに、韓国で自動車部品を作る会社に勤務する友人に会い、その職場に誘われたことにある。上海での生活が長くなり、「いやではないけど」「しんどい」と思うようになっていた時期で、また「韓国でも生活してみようかな」という気持ちも生まれ、上海の職場を辞め、韓国へ渡った。

Nさんが持つ韓国のビザはF-4（在外同胞）ビザで、朝鮮族で4年制の大卒で「それを証明できる者」であれば「みんなこのビザを持てるはず」である。

自動車部品の会社で働く頃、幼馴染の朝鮮族女性と韓国で再会し、2011年から交際を始め、一緒に暮らすようになった。恋人と暮らした部屋は、入居時の保証金が200万～300万ウォン（約20万～30万円）ほどで、家賃は月25万ウォン（約2万5,000円）だった。恋人とは1年半ほど交際したが、彼女が親戚のいるアメリカに行ってしまう、カカオトークでやりとりしながら遠距離恋愛を継続した。しかし、「こっちのほうが昼のころには、向こうは夜。夜になったら、こちらは昼。ぜんぜん時間が」合わず、連絡が疎遠になっていった。通信技術が発達した時代であって、「メッセンジャーもあるし、連絡はできるんだけど、連絡だけの問題ではないんですね。だから僕から話しました。こんなお互いに辛いから、あなたも、いい人をそっちで見つけたほうがいい、って」。

2012年10月に会社を退職した。「あまり日本語も使う機会もないし、中国語も全然話す機会もな」く、「年はどンドンとっていくし。それだったら、貿易に近い会社を探してみようかな、って思って、辞めたんですよ」。しかし、次の就職先を見つけるのは「簡単な問題じゃなかった」。

「一番就職難しい時代じゃないですか。僕がいくら履歴書を出しても、韓国人もいっぱい応募しているわけなんだから、その人とは平等に競争して面接を受けることになるから。会社を辞める前に次の会社確保しておいたらよかったな、って」。

2013年3月に日系商社に採用が決まるまでの就職活動の間は、貯金を切り崩しての生活となり、生活費を切り詰めざるをえなかった。Nさんは恋人と一緒に暮らしていた部屋を引き払い、より安価な簡易宿泊施設である고시원（高試院）に引っ越した。고시원（高試院）は、もともとは国家公務員を目指す者、特に地方出身の志望者がソウルに出てきて採用試験の勉強だけに集中する生活を送ることを目的とした簡易宿泊施設である。2～3畳の狭さの各部屋には、机やベッドといった最低限の設備のみが置かれ、保障金などは不要である。

当座の生活費を稼ぐために工場労働のような仕事をしたかったが、「ビザの問題で」働くことができなかった。大卒に限定されて発給されるF-4ビザを持つ者は、単純労働に従事することができない。「H-2のビザで、事務を希望するのはダメですよ、っていう決まりがあって、逆にF-4のビザを持っている人は、生産職に勤めるのはダメ。だから、選択肢が少ないんですね。F-4を持っていたら、必ず事務職だから、仕事を探すのもひとつの制限の中で探すんだから、たいへん」。

2013年3月から日系商社で働いており、現在は、ソウルで、会社のある地区の、月35万ウォン（約3万5,000円）の고시원（高試院）に移って暮らしている。会社のある地区は不動産の家賃が高く、고시원（高試院）であれば安価で保証金も必要ないので手軽である。独身で仕事も忙しく、帰ってもただ眠るだけであるので、고시원（高試院）での暮らしに不便を感じていない。出張、特に中国への出張が多い。中国に行くのとホッとする気持ちがあるから中国への出張自体は頻繁でもかまわないのだが、急に出張が決まることが多いので精神

的にいつも余裕が持てない。商社で働くということは、このように大変な仕事だったのかと感じている。Nさんは、悩んだ時や辛い時は家族を思ってそれを乗り越えようとする。

「しんどいときは、家族を思えば、それが力になる、っていう考えを持っています。たまに、人（ひと）って、슬럼프（スランプ）に落ち込む場合があるじゃないですか。そんなときに、ああ、お母さん元気だろうか、お兄さん、やっている事業は上手くいっているだろうか。そう思えば、私にも家族がいるから大丈夫だよ、がんばって乗り越えていくなだよ、っていう思いが力になっていく。ひとつの, 동력（動力）, dong li（動力）になるんですね」。「私が家庭を持っていたら、自分の家庭が一番になるわけなんですけど、今、結婚できてなくて、まだ、お兄さんとお母さんのことが一番上。思いが一番上」。

もし結婚したら、相手によって、また今後の人生計画も変わってくると思うが、今のところ、将来は故郷に帰りたいという気持ちがある。

「国民年金っていうのはあるんです。給料の中から毎月とられるんです。僕もこれを取られます。僕も今までずいぶん高い金額でとられました。僕は年をとったら中国に帰るから払う必要ないです、って、普通、常識で言いますよね。でも、それは認められないんですよ。あなたが給料をもらっている以上、これは一応法律なんで、みんな払っていますよ、って。」「（払ったのに年金を）もらわなかったら損ですね。だから、問い合わせは殺到しているみたいです。僕も調べました。ビザの種類によってもらえることができるんです」。「私が持っている F-4 ビザに関しては、韓国人と同じく 60 歳になったらもらえますよ、ただ、その人が韓国を去ってもそれは返しませんよ。なんでこんなふうになるんですか？ っていうっても、それは決まっている、今の段階で決まっている法律だから、もうしかたありませんよ、っていう答えが返ってきました」。「どう表現すればいいですかね, 억울합니다（無念です、納得できません、やりきれないです）」（N1）。

「中国に職がなければ、（中国でもらえる老後の年金は）ないんですよ。今、それに対して、みんな、どんなふうにいるか、というと、保険みたいなものに入りますね。民間の保険に入ったら、年が 50 とかになったら返しますよ、っ

という商品ですね。保険商品みたいな。やっぱり不安ではないですか。職がない人に対しては、ひと月200元とか払えば、一応もらえるから、その商品にはいるわけなんですよ。」(N2)

VI. ま と め

1. インタビュー事例から

Mさんの場合は、韓国で公的な医療保険に加入していなかったため、韓国で病院に行く時には、夫の姉の健康保険証を借りた(M3)―これは違法な行為である―。Mさんは、現在の韓国では本人以外の健康保険証を使用できないように本人確認が厳格になっているそうだと語った。一部の朝鮮族が韓国で医療保険に加入せず、病院にかかる際に、他人の保険証を借りて使用する背景として、①中国内にいた時に、掛け金を払って医療保障を受ける医療保険制度の経験がない、あるいは少ない(M1)、②韓国の公的医療保険の保険料(の金額)が出稼ぎ労働者にとって負担となる金額である(M4)、ことが考えられる。しかし、Mさんは1999～2003年を日本で過ごしており、入院・通院も経験した日本生活のなかで、掛け金を払って医療保障を受ける公的な医療保険制度について不慣れであるケースには該当しない。公的医療保険制度の意義や恩恵を知るMさんが、出稼ぎ者にとって保険料が負担であったとはいえ、なぜ韓国の医療保険に加入しなかったのであろうか。

いつまで日本で働き続けるか未定なまま暮らした日本生活と異なり、Mさんの韓国生活は、保持するH-2(訪問就業)ビザの有効期限の関係で滞在期限は最大でも5年間と決まっていた。韓国生活の5年間の間に、中国に各人が保険料を支払って保障を受ける社会保障制度が普及し始め、Mさんは、2010年に一時的に帰郷した際にそれに加入している(M5)。

中国では社会保障制度改革が急ピッチで進められており、1999年から社会保障カード(健康保険証や年金手帳などの社会保障機能が一体化したカード)の発行が始まり、2013年12月時点で全国で所持者は5億900万人、5カ年計画最終の2015年までに、8億枚の発行が目指されている¹⁰⁾。中国の公的医療保険制度は、公的な保障制度でありながら、強制加入と任意加入が混合している。

すべての国民が強制加入の対象ではなく、都市部労働者（公務員を含む）のみが強制加入の対象者となっており、都市部の自営業あるいは無職者、農村地域住民は任意加入となっている。中国の戸籍は都市戸籍と農村戸籍に分かれており、両者は異なる社会保障制度の適用を受ける。都市戸籍を持つ企業従業員を対象とする都市従業者医療保険制度（1998年）、農村戸籍者を対象とする農村合作医療保険制度（2003年）、そして都市非従業者向けの都市住民基本医療保険制度（2007年、Mさんの場合はこの保険に該当）により、制度上はすべての国民をカバー出来る状態になった。現在では、戸籍所在地を離れ都市で働く農村戸籍者など伝統的な戸籍制度からはじき出された「身分が曖昧」な人間を、いかに医療保険制度に取り入れるかが課題となっている。保険料の負担は、都市部労働者の場合は所得に応じて支払う社会保険方式となっており（日本のような労使折半の拠出方式ではなく、企業側がより重い保険料負担を課されている）、所得の把握が難しい都市部自営業者、無職者の住民や農村部の医療保険料は定額支払い方式となっている¹⁰⁾

2010年に中国で社会保障制度に加入した当時、Mさんは韓国在住であったのにも拘らず、韓国の公的な医療保険に加入しなかった。子どもを中国に置いてきていることや、ソウル・延吉間を結ぶ直行便が複数就航していることもあって、1年に1回は中国に戻っていたMさんは（M2）、おそらく韓国で大きな病気になった場合は中国に帰国することにしたであろう。そこに、韓国には韓国の健康保険証を持つ夫の姉がいるという条件が重なったために、韓国の医療保険に加入しなかったのではなかろうか。

Nさんの場合は、保持しているビザが4年制の大学の卒業資格を持つ者に発給されるF-4（在外同胞）ビザであるために、将来の帰国時に、韓国で支払った年金の掛け金の返還を受けることができない（N1）。本稿Ⅲの3で見たよ

10) 「人民網日本語版」2013年12月13日。

11) 塔林図雅「中国の医療保険制度をめぐる官民役割分担—公的医療保険改革と民間保険会社参画の意義—」『生命保険論集』第182号、2013年、pp.145-146。独立行政法人労働政策研究・研修機構ホームページ、[Home>海外労働情報>国別労働トピック>2013年7月>中国](#)。

うに、H-2（訪問就業）ビザを持つ場合は、帰国時に、韓国で支払った年金の掛け金の返還が受けられる。

NさんのF-4ビザは有効期限がくれば更新が可能であり、現在、未婚であるNさんは、いつまで韓国で働き続けるか、いつ中国に帰国するか、韓国に永住するかどうかは、将来結婚する相手によってその決断が変わると考えている。現時点では、Nさんは、将来的には中国に帰ることを希望しており、中国に帰ることを予定している朝鮮族たちのうち、中国で公的年金を受け取れない者たちは、中国での老後生活に備えて民間保険会社の年金保険商品に加入していることを知っている（N2）。

2. 「トランスナショナルな社会空間」の内実

社会保障のテキストを見ても、社会保障について、「誰もが承認する定義を下すことは容易ではない」としている。1942年、ILO（国際労働機関）の報告書「社会保障への道（Approaches to Social Security）」において、社会保障は「社会がしかるべき組織を通じて、その構成員がさらされている一定の危険に対して与える保障」と定義された。しかし、現実には、社会保障を、理念としては「国家の責任において、すべての国民に最低限の生活の保障をめざすもの」という共通認識が支配的であって来た（足立、pp.1-2）。

社会保障を、社会がその構成員に付与する保障とみるか、国家がその国民に付与する保障とみるかには、かい離があるが、確かに社会保障は人びとの生活形成に国家が一定の範囲において強権的に介入することを内容とする。足立（1993）は、このような制度が導入されねばならなかった根拠を理解するためには、社会保障を生み出し、それを組み込んだ経済社会体制、さらにはこの体制を支えたわれわれの時代そのものを視野に取り込まなければならない、と述べる。人類史的にみるならば、われわれの生きている時代は、近代、しかもその末期に属しており、近代という時代の最大の特徴は、あらゆる拘束からの個の解放にある。個人が自立的で完結した存在とされ、さまざまな共同体はその存在の根拠を奪われた。家族や村落共同体といった中間の共同体が衰退の一途をたどり、個人は中間の媒介なしに直接国家権力と対面することになった（足

立, p. 8)。

近代における共同体の解体, 特に, 家族の縮小・解体は, いずれ家族が果たしていた生活上の諸機能 — 例えば高齢者の介護, 育児, 教育, 訓練, 病人の介護といった機能 — のかなりの部分が, 市場によって代替されるか, それが困難な場合には社会化されねばなくなることの意味している。家族に代わって市場が十分に引き受けることができなければ, それに対応した社会的制度が必要となる (足立, p. 10)。

社会保障が提供する保障の内容は, 人びとが生活を営んで行く上で遭遇するさまざまなリスクに対する対応であり, 傷病, 障害, 失業, 労働災害, 職業病, 老齢, 遺族, 孤児, 離婚, 多子, 出産, 公害, 自然災害, 戦争, 貧困などがある。社会保障が展開するなかで, そのカバーするリスクの範囲はたえず拡大し, 今後もさらに拡大すると予想される。しかも, これらのリスクのすべてとまったく関係せずに一生を送る人はありえず, 社会保障の対象はすべての国民に, さらに一定の範囲で外国人にも適用される場合には, 特定の地域に居住するすべての人に拡大している。給付の担い手も, 今日ますます多様になっており, 国家 (の委託を受けた公共団体) のみならず, 地域社会やボランティアといったインフォーマルな団体が不可欠の貢献を行い, 企業もまた年金や医療に限らず地域福祉の面でも社会保障に組み込まれている。とりわけ老後保障の需要が高まるにつれて, 民間保険会社の私的年金や企業年金といった私的制度が国民の生活保障に大きな役割を果たすようになってきており, 公的当局もすべてを引き受けることができず, それらに期待せざるを得ないのが現実である。こうして, 社会保障の専門家であっても, 誰が誰に付与する保障を社会保障と呼ぶのか, 社会保障がカバーするリスクは何か, を含めて, 「どこまでを社会保障ととらえるべきかは, ますますあいまいとなっている」と述べている (足立, pp. 13-15)。

そのような現代における社会保障の「あいまい」さの深化のなかで, 本稿における朝鮮族の事例から, 彼らの社会保障をみても, 家族の縮小・解体が社会保障制度の導入に契機となり, ひいては「国家の責任」において「すべての国民に最低限の生活の保障を」付与する契機となったこととは逆のベクトル

が作用しているように思える。すなわち、いずれの国家も、移動を繰り返す彼らの生活領域のリスクに、十分な保障を付与してはくれない現状の中で、その不足は、ひとつには分散する家族の紐帯によって補われ、ひとつには市場によって「引き受け」られている。換言すれば、行政区界ごとに断ち切られる社会保障をつなぎ直し、彼ら自身の「トランスナショナルな社会空間」を形成しようとする朝鮮族の場合、分散家族が一家族の解体どころか—社会保障の不在部分でひとつの役割を果たしている。このことは同時に彼らの「トランスナショナルな社会空間」の内実の一側面を示していると考えられる。

参考文献

- Faist, Thomas., 2000, *The Volume and Dynamics of International Migration and Transnational Social Spaces*, Oxford University Press.
- Faist, Thomas., 2006, "The Transnational Social Spaces of Migration", Working Papers—Center on Migration, Citizenship and Development, No.10, 2006. University of Applied Sciences Bremen.
- Fawcett, Louise., 1995, "Regionalism in Historic Perspective", in Louise Fawcett and Andrew Hurrell ed., *Regionalism in World Politics: Regional Organization and International Order*, Oxford University Press.
- Hoshiro, Hiroyuki., 2013, "Regionalization and Regionalism in East Asia", ISS Discussion Paper Series, No. F-162, Mar. 2013. Institute of Social Science, The University of Tokyo. Mar. 2013, <http://www.iss.u-tokyo.ac.jp/publishments/dpf/>
- Hurrell, Andrew., 1995, "Regionalism in Theoretical Perspective", in Louise Fawcett and Andrew Hurrell ed., *Regionalism in World Politics: Regional Organization and International Order*, Oxford University Press.
- IOM (International Organization for Migration), 2006, *IOM policy brief July 2006: Integration in today's mobile world*.
- Kleinschmidt, Harald., 2011, "Migration and the Making of Transnational Social Spaces", *CDR Quarterly*, vol. 2, February 2011, The University of Tokyo.
- Miyajima, Mika., 2013, Transmigratory Movement and Life-world of the Korean-Chinese in Northeast Asia: based on Life Histories of Chaoxianzu / Chosunajok Women, *Frontier of North*

East Asian Studies, Vol. 12.

Nye, Joseph Jr., 1968, *International Regionalism*, Boston : Little, Brown & Co.

Pempel, T. J., 2005, *Remapping East Asia - The Constructing of a Region*, Cornell University Press.

足立正樹, 1993年, 「社会保障の外観」足立正樹編著『新版 各国の社会保障』法律文化社。

稲本守, 2003年, 「欧州連合 (EU) の『地域政策』と『マルチレベル・ガバナンス』」『東京水産大学論叢』第38号。

井上久子, 1993年, 「韓国の社会保障」足立正樹編著『新版 各国の社会保障』法律文化社。

梶田孝道・小倉充夫, 2002年, 『国際社会3 国民国家はどう変わるか』東京大学出版会。

片桐由喜, 2001年, 「韓国の医療保障・介護保障」日本社会保障法学会編『講座社会保障法 第4巻 医療保障法・介護保障法』法律文化社。

川村匡由編著, 2005年, 『社会保障論 [第5版]』ミネルヴァ書房。

金成垣・山本克也, 2009年, 「韓国の社会と社会保障制度」『海外社会保障研究』167号。

金早雪, 2004年, 「社会保障制度の確立」朴一編『変貌する韓国経済』世界思想社。

金明姫・浅野慎一, 2012年, 「韓国における中国朝鮮族の生活と社会意識」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』6 (1)。

柑本英雄, 2008年, 「リージョンへの政治地理学的再接近: スケール概念による空間の混沌整理の試み」『北東アジア地域研究』第14号。

鄭雅英, 2008年, 「韓国の在外同胞移住労働者-中国朝鮮族労働者の受け入れ過程と現状分析-」『立命館国際地域研究』第26号。

西村淳, 2007年, 「社会保障協定と外国人適用-社会保障の国際化に係る政策動向と課題-」『季刊・社会保障研究』43 (2)。

平野健一郎, 2004年, 「アジア・マイグレーション研究の意義」『現代アジア学の創生第1回共同研究大会報告書』早稲田大学21世紀COEプログラム実行委員会。

宮島美花, 1998年, 「東アジアのエスニック・トランスナショナル・アクター: 華人と朝鮮民族のトランスナショナルな活動に注目して」『季刊・国際政治』119号。

山本武彦, 2005年, 『地域主義の国際比較-アジア太平洋・ヨーロッパ・西半球を中心に-』早稲田大学出版部。

吉岡増雄, 1995年, 『在日外国人と社会保障』社会評論社。

李蓮花, 2009年, 「保険医療政策」『海外社会保障研究』167号。